

# 告 示

## 埼玉県告示第九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（さいたま県土整備事務所） 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成38年10月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県さいたま県土整備事務所管内（川口市、戸田市及び蕨市地内外）

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単体企業又は第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者のうちの代表者であって、それぞれ次に掲げる要件を備えたものとする。

### (1) 単体企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27・28年度物品等競争入札参加資格者名簿の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「その他機械器具」に登載され、業種「賃貸」にA等級で格付けされた者であること。

ウ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加

停止措置を受けていない者であること。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りではない。

カ 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

キ 本件入札において、第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

ク 平成17年4月1日から公告日までの間に次の(ア)又は(イ)のいずれかの実績を有する者であること。

(ア) 国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（県が出資する指定出資法人を含む。以下同じ。）と道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績。

(イ) 国又は地方公共団体と道路に設置する照明灯の賃貸借契約又は第三者賃貸方式の第三者として賃貸借契約を締結した実績。

(2) 第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者に関する要件

ア 二者それぞれが上記(1)ア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 二者のうち代表者となる者は、平成27・28年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種「電気工事業」にA等級の格付けで登載された者であること。

ウ 二者のうち代表者ではない者は、平成27・28年度物品等競争入札参加資格者名簿の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「その他機械器具」に登載され、業種「賃貸」にA等級で格付けされた者であること。

エ 二者のうち代表者となる者は、納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

オ 二者のうち代表者となる者は、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 本件入札において、二以上の第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

キ 二者のうち代表者となる者は、国又は地方公共団体と平成17年4月1日から公告日までの間に道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

ク 二者のうち代表者ではない者は、国又は地方公共団体と平成17年4月1日から公告日までの間に物品の賃貸借契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影2丁目4番7号 埼玉県さいたま県土整備事務所総務担当 電話048-861-2495（代表）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月4日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月3日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月3日（木）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年2月16日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (1)イ及び 2 (2)ウに定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年 2月 5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番 1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 入札に参加する者の数が一者であっても、入札を執行する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of LED road lighting for the Saitama Land Development  
Office jurisdiction

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 10:00 a.m, March 4, 2016

By registered mail or in person; 5:00 p.m, March 3, 2016

(3) Contact Information:

Saitama Land Development Office, Saitama Prefectural Government,  
Numakage 2-4-7, Minami-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-0027,  
Telephone 048-861-2495